



第6章 計画の推進に向けて

第6章 計画の推進に向けて

1. 推進の体制

本計画の推進にあたっては、子育て家庭や関係機関など広く市民への周知に努めます。

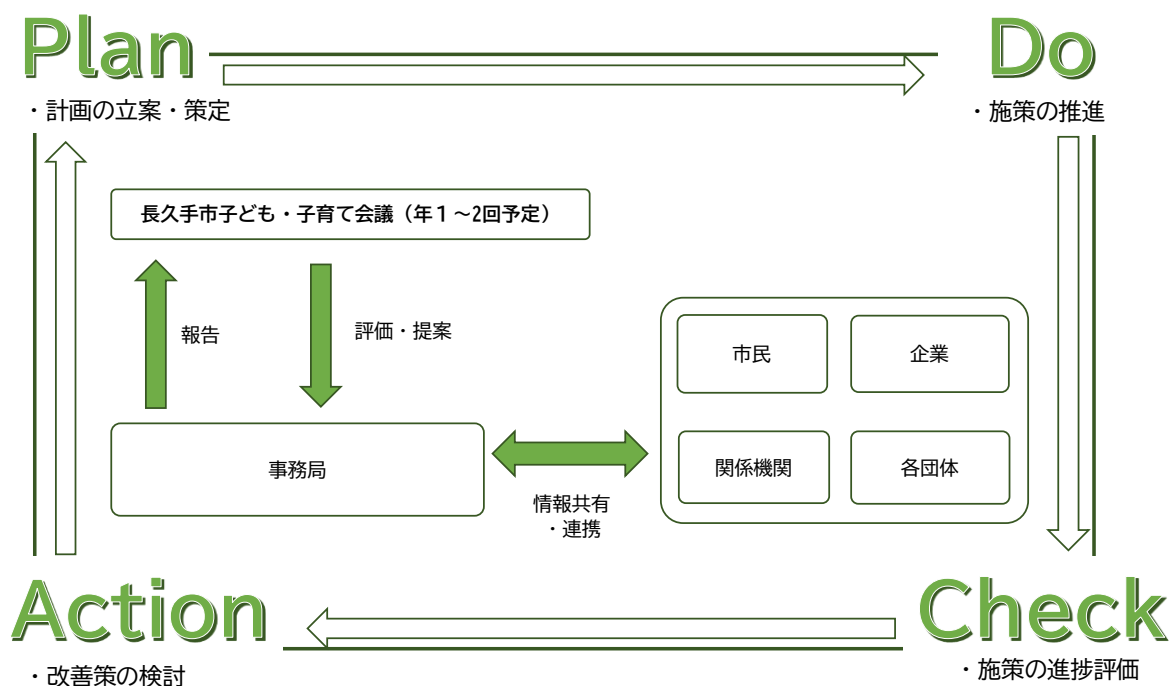
また、各関係部局が連携して横断的に取り組む推進体制を整備するとともに、学識経験者、各関係機関、団体の代表者及び公募の市民等を構成員とした、子ども・子育て支援法第77条に基づく「長久手市子ども・子育て会議」を中心にさまざまな意見を取り入れながら施策の推進を図ります。

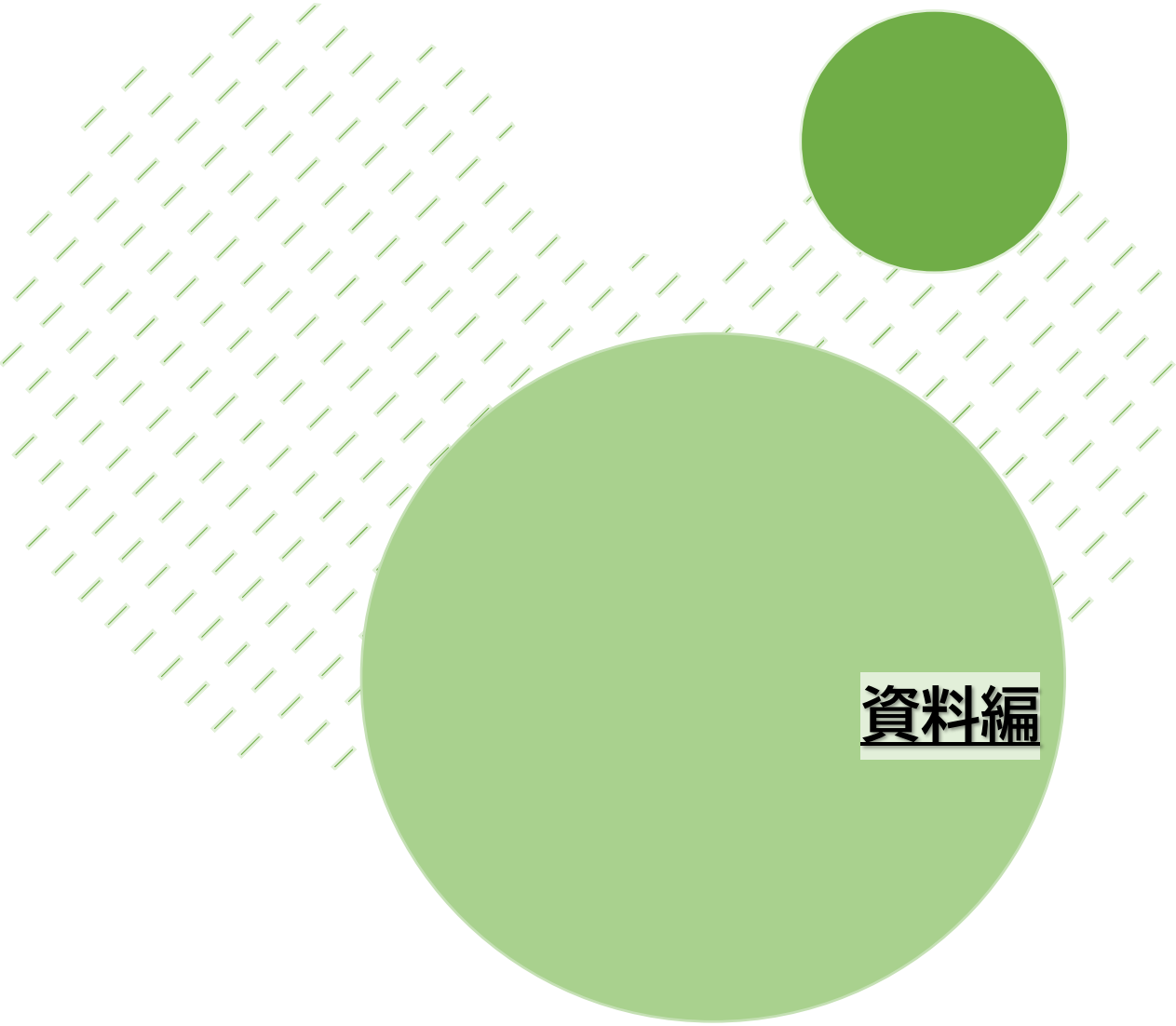
2. 計画の達成状況の点検及び評価

点検・評価については、PDCAサイクルに基づき、個別事業の進捗状況（アウトプット）と計画全体の成果（アウトカム）の両面から行います。

なお、本計画に定めた量の見込みが実際の認定状況と大きく乖離した場合には、必要に応じて見直しを行います。

【図表6－1 計画の推進体制について】





資料編

1. 策定経過

区分			実施内容
令和5年度	第1回	日時	令和5年6月5日（月曜日）午後3時から午後4時25分まで
		場所	長久手市役所 保健センター3階 会議室
		協議事項	議題 (1) 令和4年度の実施結果及び令和5年度の実施状況 (2) 令和5年度の実施事業と次期事業計画策定スケジュール (3) 作業部会の進捗状況 その他 コロナ5類移行後の状況と子どもの生活の変化について
	令和5年12月6日～令和5年12月28日 アンケート調査実施		
	第2回	日時	令和6年3月19日（火曜日）午後1時30分から午後3時まで
		場所	長久手市役所 会議室棟2階 会議室H
		協議事項	議題 (1) 第2期子ども・子育て支援事業計画 ア 令和5年度の実施状況について イ 作業部会の進捗状況について ウ 第3期子ども・子育て支援事業計画アンケート調査結果について その他 (1) 子ども条例の制定について (2) 令和6年度子ども・子育て会議について (3) 育休退園制度について
令和6年度	第1回	日時	令和6年6月20日（木曜日）午前10時から正午まで
		場所	長久手市役所 会議室棟2階 会議室H
		協議事項	議題 (1) (令和5年度実施) 子育てに関するアンケート調査結果について (2) 第2期長久手市子ども・子育て支援事業計画の成果について ア 子育て施策について イ 量の見込みと確保方策の結果について (3) 令和6年度の事業計画について (4) 国の子ども施策の動向について (5) 第3期長久手市子ども・子育て支援事業計画骨子（案）について (6) 第3期長久手市子ども・子育て支援事業計画策定スケジュールについて
	第2回	日時	令和6年10月4日（金曜日）午後1時から午後2時30分まで
		場所	長久手市役所 会議室棟2階 会議室H
		協議事項	議題 (1) 第3期長久手市子ども・子育て支援事業計画の「施策の展開」について (2) 第3期長久手市子ども・子育て支援事業計画の「量の見込みと提供体制」について その他 (令和5年度実施) 子育てに関するアンケート調査の「自由記入欄」について（報告）

区分		実施内容
令和6年度	第3回	日時
		令和6年12月12日（木曜日）午後3時から午後4時30分まで
		場所
	協議事項	長久手市西庁舎 3階
		議 題 第3期長久手市子ども・子育て支援事業計画の素案について その他 こどもの過ごし方アンケートの調査結果報告
	令和7年1月16日～令和7年2月14日 パブリックコメント実施	
	第4回	日時
		場所
		協議事項

2. 長久手市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 28 日

条例第 25 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）

第 72 条第 3 項の規定に基づき、長久手市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

（令 5 条例 20・一部改正）

(設置)

第 2 条 法第 72 条第 1 項に掲げる事務を処理するため、子ども・子育て会議を置く。

（令 5 条例 20・一部改正）

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 子ども・子育て会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 子どもの保護者
- (3) 福祉、保健、医療及び教育に関する団体又は機関を代表する者
- (4) 公募による市民
- (5) その他市長が特に必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員が会長の職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議の会議（次項及び第 3 項において「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども部子ども政策課において処理する。

(平31条例3・令6条例30・一部改王)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(長久手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 長久手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年長久手村条例第2号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成31年条例第3号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

3. 令和6年度 長久手市子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略)

区 分	所 属	氏 名
学識を有する者	椋山女学園大学教育学部教授	石橋 尚子
子どもの保護者	東保育園保護者会会長	旭 慎也
子どもの保護者	長久手市立長久手小学校 PTA 会長	原田 晋
福祉、保健、医療及び教育に関する団体又は機関を代表する者	学校法人愛知医科大学 人事・厚生室 課長	波田 厚志
福祉、保健、医療及び教育に関する団体又は機関を代表する者	杣ヶ池 KIDS クリニック	片野 直之
福祉、保健、医療及び教育に関する団体又は機関を代表する者	民生委員・児童委員	川本 さつき
福祉、保健、医療及び教育に関する団体又は機関を代表する者	愛知県瀬戸保健所 健康支援課長	古橋 完美
福祉、保健、医療及び教育に関する団体又は機関を代表する者	子育て支援ネットながくて	樋口 ひろみ
福祉、保健、医療及び教育に関する団体又は機関を代表する者	長久手市立南中学校校長	水野 和幸
福祉、保健、医療及び教育に関する団体又は機関を代表する者	さつき幼稚園副園長	鍋島 大慶
福祉、保健、医療及び教育に関する団体又は機関を代表する者	長久手市社会福祉協議会 事務局長	見田 喜久夫
公募による市民	-	伊藤 勇気
公募による市民	-	榎野 千鶴
公募による市民	-	駒越 正美

第3期長久手市子ども・子育て支援事業計画

発行年月 令和7年3月

発 行 愛知県長久手市

編 集 長久手市 子ども部 子ども政策課

〒480-1196 愛知県長久手市岩作城の内60番地1

電 話：0561-63-1111

FAX：0561-63-2100